西成区における重点的医療扶助適正化対策

- 1. 医療機関等登録制度の導入(試行実施) **【西成区:実施機関として実施】** 《骨子》
 - ① 西成区の生活保護受給者の受診医療機関を診療科目毎に登録。
 - ② 調剤薬局も生活保護受給者毎に原則として1者に集約、登録。

《目的》

重複受診、重複薬剤処方や、不必要な訪問診療などを抑制し、生活保護医療受診患者に対する適正医療を確保する。

※他の政令都市では例無し

2. 生活保護医療機関の新規指定に本市独自基準の導入 (試行実施)

【大阪市:福祉局として実施】

《骨子》

- ① 生活保護医療機関の新規指定に際して、当該医療機関の管理医師、法人役員が、過去 5 年内に不正又は不当な診療や診療報酬の請求を行った医療機関に管理医師、法人役員として在籍していた場合を欠格事由に設定。
- ② 新規指定に指定期間を設定(3年程度)
- ③ 当該期間中に個別指導を実施
- ④ 当該期間中に不正又は不当な診療や診療報酬の請求を行った場合、次期(更新)指定申請を却下。
 - ※ 上記事実が無い場合、次期指定には期限を附さない。

《目的》

近年、生活保護医療が「目当て」ではないかとされる新規開業が話題となっており、さらには短期間で廃業→別名義で新規開業を行う例も散見されることから、新規指定に本市独自基準を導入し、不適正な医療行為を行う医療機関の抑制を図る。

※他の政令都市では例無し

3. 指定済み医療機関に対する効果的な個別指導の実施

【大阪市:福祉局として実施】

電子レセプトを分析し、請求点数が一定値を超えるレセプトが多い医療機関、再審査請求率が高い医療機関、査定率・査定点数が高い医療機関、レセプト平均点数が高い医療機関などを抽出し、効果的な個別指導を実施 ※全市医療機関を対象